

タイトル	中国の食品安全管理体制の課題 地方行政の現場と消費者権利の視点を中心に
著者	梁, 憬君; LIANG, JINGJUN
引用	
発行日	2019-09-30

氏名・（本籍地） LIANG JINGJUN 梁憬君（中国）

学位の種類 博士（商学）

学位記番号 博（商学）甲第6号

学位授与の日付 令和元年9月30日

学位授与の条件 規則第4条第1項該当

学位論文題目 中国の食品安全管理体制の課題
—地方行政の現場と消費者権利の視点を中心に

The Problems of China's Food Safety Management System
—Focusing on the Viewpoint of Local Basic Level and Consumers'
Rights

論文審査委員 主査 教授 阿部秀明

副査 教授 石原享一

副査 教授 西川博史

I. 論文内容の要旨

1 本論文の目的

梁憬君氏の論文表題は、「中国の食品安全管理体制の課題—地方行政の現場と消費者権利の視点を中心に」（The Problems of China's Food Safety Management System）である。

本論文の目的は、中国の食品安全管理体制の改革の歴史的変遷を跡づけ、その実態と問題点を明らかにすることにある。その中でも、以下の2つの点に特徴がある。1つは、食品安全管理の現場において最も実効的な役割を担っている地方行政の末端レベルに焦点を当てたことである。もう1つは、これまで中国ではあまり重視されてこなかった「消費者主権」あるいは「消費者の権利」という視点を導入することによって、新たな視角から中国で食品安全を達成するための道筋を示したことである。

2 本論文の構成

本論文の構成は全4章からなり、その他に序章と終章がある。各章の概要は以下のとおりである。

序章では、研究の枠組みとして、本研究の意義と目的、研究の視角と方法、主な先行研究の概要とそれぞれの特徴などについて説明している。とくに、市場経済システ

ムにおける食品安全管理にかかわる三つの主体（行政、企業、消費者団体・マスメディア）の位置づけとそれぞれの役割を図示することによって、独自の分析の枠組みを設定することを試みている。

第1章「中国における食品安全問題の歴史的推移と行政管理体制の変遷」は、計画経済期、改革開放初期、市場経済への転換期、改革開放後期の4つの段階に時期区分して、それぞれの時代の食品安全管理体制の特徴を整理している。大きな流れとしては、各産業の主管官庁に分断されていた体制から、食品安全管理を専門的に統轄する部局に権限と職責を集中する方向で改革が進められてきた。

第2章「地方の現場における食品安全管理の実態」は、地方行政の末端レベルにおける食品安全管理の実態と問題点を明らかにしている。地方の食品安全管理体制の改革には「直線型」（中央政府と同じ食品薬品管理部局による単独管理）と「多合一型」（品質検査、食品薬品監督管理、工商管理などの多部局を統合）とがある。さらに、地方行政の現場では、重層式のネットワーク化の管理、厨房の可視化、インターネット情報の活用、一般住民の協力などの新たな試みもなされている。他方では、業務量の増加による現場職員の過重負担、専門人員や技術機器の不足、地方保護主義の弊害などの問題もかかえている。

第3章「食品安全管理における消費者サイドからの視点」は、中国でこれまであまり重視されてこなかった経済学における「消費者主権」の理論に基づいて、中国の食品安全管理体制の改革の方向性を示している。中国で発生した数多くの食品安全事件において、行政と企業（業界団体を含む）と消費者団体・マスメディアという食品安全管理にかかわる3つの主体が「消費者の権利」という視点をないがしろにしてきたところに問題の根源がある。行政当局の業者寄りの姿勢、食品業者のCSRの軽視、業界団体の機能不全、消費者団体の未成熟、マスメディアの監視機能の弱さなどの問題点が具体的事例によって明らかにされている。

第4章「日本の食品安全管理の経験と教訓」は、戦後の日本における食品安全管理体制とその経験について整理している。日本の成功と失敗の経験から学ぶべき教訓として、①経済成長優先主義から人間福祉の原点に立ち返ること、②消費者の権利の保護を旨とする中央から地方に至る行政機関の設置、③企業信用を大切にする企業文化の構築、④消費者団体を育成していく必要性などの点を見出している。

終章では、本論文のまとめとして、結論と本研究から得られる示唆、および残された課題が呈示されている。

Ⅱ. 論文審査結果の要旨

1 審査の経過

令和元年6月5日に博士請求論文が提出され、直ちに商学研究科長の下で、審査委員として、主査に阿部秀明、副査に石原享一と西川博史が選任された。令和元年7月17日に公開報告会が開催され、引き続き口頭試問がおこなわれた。審査員全員の出席のもとに本論文について申請者の説明を求めたのち、関連事項の質疑を行った。その結果、審査委員全員により合格と判定された。

2 評価

(1) 論文の主な成果

本論文の成果は、主として次の3点にある。

第1に、中国の食品安全管理体制の実態と問題点について地方行政の末端レベルから検討したところに本論文の独自性がある。食品安全管理を担うのは現場であるという視点から収集された具体的な事例は多岐にわたり、実証研究として大いに説得力がある。

第2に、消費者主権というこれまで中国ではあまり重視されてこなかった視点から中国の食品安全管理の今後の課題について考察している。食品安全管理にかかわる行政や立法のあり方、企業の社会的責任の履行、消費者団体やマスメディアによる監視について、それぞれの主体が消費者権利の保護を第一とする姿勢をもつことの重要性を明らかにしている。行政、企業（業界団体を含む）、消費者団体・マスメディアという3つの主体の協調による食品安全の社会的共同管理の方向を提示したところに本研究の特徴の1つがある。

第3に、食品安全管理体制の任務は事件が発生してからその対応や後始末をすることにあるのではなく、犠牲者が出る前に、予見性をもって予防措置を講じることにありと指摘している。本論文が歴史的かつ実証的な研究から得た切実な主張でもある。

なお、本論文の成果の一部は、「中国における食品安全管理体制の実態—地方の現場の視点から」『北海商科大学論集』2019年2月号（外部委員による査読付き）として既に掲載されている。

(2) 評価

上記の本論文の成果にまとめたように、本研究は中国の食品安全管理体制の実態と問題点について、地方行政の現場から実証的に検討した労作である。また、消費者主権の理論的観点に依拠して、行政、企業、消費者団体・マスメディアという3つの主体が果たすべき役割を明らかにし、中国の改革が目指すべき今後の方向性を提示している。中国の食品安全管理体制の歴史的変遷や地方行政の末端レベルにおける具体的な取り組みについて、膨大な事例を収集整理して、長大な論文を仕上げている。実証

研究として優秀である。博士論文として一定の水準に達していることを認める。

他方、中国の行政機関、とくに農村部の行政担当者への直接取材は中国の諸事情の下では難しいところだが、研究を深化させるには欠かせない。今後のさらなる取り組みと努力を期待したい。

3 学内の手続き

提出された論文の審査ならびに文書及び口頭による最終試験の結果は、本学学位規則第7条に基づき研究科委員会で審査委員会主査から報告され、研究科委員会構成員の閲覧に供するため博士論文の閲覧を経て、令和元年8月6日の研究科委員会において、同論文を合格と決定した（同規則第8条第1項）。

その後、同年8月6日、研究科委員会が開催され、同論文について商学研究科長より、委員会の審査経過ならびに論文要旨の報告がなされ、合格とすることが承認された（同規則第10条第2項）。これに基づき、同年9月30日付にて、博士（商学）の学位が授与された。